令 和 ５ 年 度

財 政 健 全 化 審 査 意 見 書

経 営 健 全 化 審 査 意 見 書

角田市監査委員

目　　次

１．令和５年度健全化判断比率に関する審査意見について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　１

２．令和５年度資金不足比率に関する審査意見について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　５

㊞

角 監 第　２０　号
令和６年８月１６日

角田市長　黒　須　　貫　殿

角田市監査委員　佐　藤　良　浩
角田市監査委員　星　　隆　悦

令和５年度健全化判断比率に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定により審査に付された令和５年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和５年度財政健全化審査意見書

１．審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

２．審査の期間

令和６年８月１日から同年８月１５日まで

３．審査の概要

この財政健全化審査は、令和５年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

４．審査の結果

⑴　総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

単位：％

健全化判断比率	令和４年度	令和５年度	早期健全化基準
①　実質赤字比率	－	－	13.66
②　連結実質赤字比率	－	－	18.66
③　実質公債費比率	9.9	10.7	25.0
④　将来負担比率	17.2	7.2	350.0

※　実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質赤字額、連結実質赤字額がないため「－」と表示している。

⑵　個別意見

①　実質赤字比率について

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。令和５年度の実質収支額は 357,853 千円で、前年度に引き続き黒字のため比率は算定されないことを確認した。

② 連結実質赤字比率について

公営企業会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。令和５年度の実質収支額及び資金剰余額は 1,255,379 千円で、前年度に引き続き黒字のため比率は算定されないことを確認した。

③ 実質公債費比率について

一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率の 3 カ年平均の値である。令和５年度の値は 10.7％であることを確認した。地方債の元利償還金が増加したことにより、前年度と比較し 0.8 ポイント上昇した。早期健全化基準の 25.0％を下回っているが、公表されている令和４年度の全国市区町村平均 5.5％並びに宮城県内市町村平均 5.9％を上回っている。また、今後、地方債の元利償還金は増加することが想定されているので、動向を注視したい。

④ 将来負担比率について

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。令和５年度は 7.2％であることを確認した。前年度と比較し 10.0 ポイント下降している。その主な要因は、公営企業債等の償還に係る繰入額が約 2 億円減少したこと及び充当可能基金額が約 11 億 3 千万円増加したことであり、以って、早期健全化基準の 350.0％を大きく下回っている。

「角田市第 6 次長期総合計画」に掲げる目指す都市像「市民力咲き誇る。角田市✿～安心して、いきいきと、誇らしく暮らせるまち～」の実現のためには、財政基盤の充実・行政の効率化が必要不可欠である。それらを前提として、「市民の幸福」に軸足を置いた行政運営を継続・邁進されたい。

㊞

角 監 第　２１　号
令和６年８月１６日

角田市長　黒　須　　貫　殿

角田市監査委員　佐　藤　良　浩
角田市監査委員　星　　隆　悦

令和５年度資金不足比率に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により審査に付された令和５年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和５年度経営健全化審査意見書

１．審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

２．審査の期間

令和６年８月１日から同年８月１５日まで

３．審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された令和５年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

４．審査の結果

⑴　総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

会計の名称		資金不足比率		経営健全化基準	備　考 (資金剰余額)
		令和４年度	令和５年度		
法適用	水道事業会計	－	－	20.0%	747,444 千円
法適用	下水道事業会計	－	－	20.0%	82,999 千円
法非適用	産業用地造成事業特別会計	－	－	20.0%	0 千円

※　資金不足比率について、資金不足が発生していない会計は「－」と表示している。

⑵　個別意見

①　資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率である。地方公営企業法適用の水道事業、下水道事業と同法適用以外の産業用地造成事業のいずれの会計も資金の不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されないことを確認した。

②　決算審査意見書に記載した水道事業の財務の短期支払能力を示す流動比率は400.16％で、前年度に比べ117.68ポイント下降している。この比率は安定性を分析する財務比率で、一般的に理想比率は200％以上とされており、昨年度と比較すると更に下降はしてはいるが引き続き良好な状態にあると認められる。今後も更なる経営の安定化を目指し、有収率改善と使用料等の収納率向上に努められたい。

③　決算審査意見書に記載した下水道事業の財務の短期支払能力を示す流動比率は21.04％で、前年度に比べ11.16ポイント上昇している。しかしながら、この比率については前述のとおりであり、理想比率と比較すると大きく下回っている。今後は、長期的な経営戦略のもと、公営企業会計という独立採算性を考慮し、健全経営に努力されるよう望むものである。